議案第２４号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔

提案理由

常勤の特別職の職員に対して支給される期末手当について、一般職の職員に準じ、支給割合の改正を行いたく、本案を提案した。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１条　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和２６年条例第７０号）の一部を次のように改正する。

第６条中「１００分の２３２．５」を「６月に支給する場合においては１００分の２３２．５、１２月に支給する場合においては１００分の２３７．５」に改める。

第２条　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条中「６月に支給する場合においては１００分の２３２．５、１２月に支給する場合においては１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　新条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。